

訓 練

神奈川県新型インフルエンザA（H7N9）緊急事態措置について

平成X年11月27日
神奈川県新型インフルエンザ等
対策本部長決定

平成X年11月27日政府（新型インフルエンザA政府対策本部）から、新型インフルエンザ（H7N9）に関する緊急事態が発生し「緊急事態宣言」が公示されたのを受け、当該疾患のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済の混乱を回避するため必要と認め、県民及び対象施設の施設管理者に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第45条の規定に基づき、次の緊急事態措置を講ずるよう要請しました。

1 緊急事態措置の期間と区域について

(1) 実施期間

平成X年11月27日から14日間（12月11日まで）

ただし、発生した新型インフルエンザ等の特性及び医療提供の状況により、7日間単位で延長とし、その場合改めて公表する。

(2) 実施区域

県内全域

2 不要不急の外出の自粛等の要請（特措法45条第1項）

全県民を対象に、医療機関の通院、食料の買い出し、職場への出勤等の生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことを要請する。

3 施設の使用等制限等の要請（特措法45条第2項,45条第4項）

新型インフルエンザ対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に掲げる施設のうち、感染リスクが高く、その地域の感染拡大の原因となる可能性が高い次の施設を対象に、施設の使用制限（閉鎖）を要請し、公表します。

感染リスクが高い施設（別表1）

- a 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（大学、高等課程でない専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を除く）
- b 保育所、介護老人施設その他これらに類する「通所」又は「短期間の入所」により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

(別表1) 感染リスクが高い施設

| | 施設の種類 | 根拠規定 |
|---|--------------------------------|--|
| a 学校(bに掲げるものを除く。) | | |
| 1 | 幼稚園 | 学校教育法第1条 |
| 2 | 小学校 | 学校教育法第1条 |
| 3 | 中学校 | 学校教育法第1条 |
| 4 | 高等学校 | 学校教育法第1条 |
| 5 | 中等教育学校 | 学校教育法第1条 |
| 6 | 特別支援学校 | 学校教育法第1条 |
| 7 | 高等専門学校 | 学校教育法第1条 |
| 8 | 専修学校(高等課程に限る。) | 学校教育法第124条 |
| 9 | 幼保連携型認定こども園 | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項 |
| b 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。) | | |
| 1 | 生活介護事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項 |
| 2 | 短期入所事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項 |
| 3 | 重度障害者等包括支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第9項 |
| 4 | 自立訓練(機能訓練)事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項 |
| 5 | 自立訓練(生活訓練)事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項 |
| 6 | 就労移行支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項 |
| 7 | 就労継続支援(A型)事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項 |
| 8 | 就労継続支援(B型)事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項 |
| 9 | 児童発達支援を行う施設 | 児童福祉法第6条の2第2項 |
| 10 | 医療型児童発達支援を行う施設 | 児童福祉法第6条の2第3項 |
| 11 | 放課後等デイサービスを行う施設 | 児童福祉法第6条の2第4項 |
| 12 | 地域活動支援センター | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号 |
| 13 | 身体障害者福祉センター | 身体障害者福祉法第31条 |
| 14 | 盲人ホーム | 昭和37年2月27日付社発第109号厚生省社会局長通知別紙「盲人ホーム運営要綱」 |
| 15 | 日中一時支援事業を行う施設 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項、平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害府県福祉部長通知別紙「地域生活支援事業実施要綱」 |
| 16 | 通所介護を行う施設 | 介護保険法第8条第7項 |
| 17 | 通所リハビリテーションを行う施設 | 介護保険法第8条第8項 |
| 18 | 短期入所生活介護を行う施設 | 介護保険法第8条第9項 |
| 19 | 短期入所療養介護を行う施設 | 介護保険法第8条第10項 |
| 20 | 特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設 | 介護保険法第8条第11項 |
| 21 | 認知症対応型通所介護を行う施設 | 介護保険法第8条第17項 |
| 22 | 小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護保険法第8条第18項 |
| 23 | 認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設 | 介護保険法第8条第19項 |
| 24 | 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)を行う施設 | 介護保険法第8条第20項 |
| 25 | 複合型サービスを行う施設 | 介護保険法第8条第22項 |
| 26 | 介護予防通所介護を行う施設 | 介護保険法第8条の2第7項 |
| 27 | 介護予防通所リハビリテーションを行う施設 | 介護保険法第8条の2第8項 |
| 28 | 介護予防短期入所生活介護を行う施設 | 介護保険法第8条の2第9項 |
| 29 | 介護予防短期入所療養介護を行う施設 | 介護保険法第8条の2第10項 |
| 30 | 介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 | 介護保険法第8条の2第15項 |
| 31 | 介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 | 介護保険法第8条の2第16項 |
| 32 | 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)を行う施設 | 介護保険法第8条の2第17項 |
| 33 | 地域支援事業を行う施設 | 介護保険法第115条の45 |
| 34 | 老人デイサービス事業を行う施設 | 老人福祉法第5条の2第3項 |
| 35 | 老人短期入所事業を行う施設 | 老人福祉法第5条の2第4項 |
| 36 | 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 | 老人福祉法第5条の2第5項 |
| 37 | 複合型サービス福祉事業を行う施設 | 老人福祉法第5条の2第7項 |
| 38 | 老人デイサービスセンター | 老人福祉法第20条の2の2 |
| 39 | 老人短期入所施設 | 老人福祉法第20条の3 |
| 40 | 授産施設 | 生活保護法第38条第5項 社会福祉法第2条第2項第7号 |
| 41 | ホームレス自立支援センター | ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第3条 |
| 42 | 放課後児童健全育成事業を行う施設 | 児童福祉法第6条の3第2項 |
| 43 | 保育所 | 児童福祉法第39条 |
| 44 | 児童館 | 児童福祉法第40条 |
| 45 | 認可外保育所 | 児童福祉法第59条の2 |
| 46 | 母子健康センター | 母子保健法第22条 |

新型インフルエンザに関する知事緊急アピール（第2報）

本日、本県およびC県において新型インフルエンザ患者が確認され、政府が新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言 を行いました。

これを受け、県では県民の皆さんの健康や生活を守り、感染拡大を防止するため、県民の皆さんや施設に対し、次の措置を実施します。

緊急事態宣言の要件に該当する事態とは、国内において新型インフルエンザの感染患者を確認し、患者の行動調査の結果、感染経路を特定できない状況

▶ **不要不急の外出の自粛等を要請します。**

全県民を対象に、医療機関の通院、食料の買出し、職場への出勤等の生活の維持に必要な場合を除き、外出を最小限にするよう心がけてください。

▶ **施設の使用制限等を、要請します。**

感染リスクの高い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校施設や、保育所、介護老人施設、通所又は短期間の入所施設等について、施設を閉鎖します。（施設の詳細は、県のホームページをご覧ください。）

▶ **実施期間** 平成X年11月27日 ~ 平成X年12月11日まで

～ 県民の皆さんへ ～

外出が必要な場合は、マスクや手洗い、うがい、咳エチケット、人混みを避けるといった日常的な予防策を実施してください。

12月11日（金）までの14日間、学校施設や福祉施設等の閉鎖により、県民の皆様には、ご不便をお掛けすることとなりますが、ご理解くださるようお願いいたします。なお、閉鎖施設の詳細は、県のホームページをご覧ください。

Y国から帰国された方や、新型インフルエンザ患者と接触された方で、発熱、せき、倦怠感などの症状がある場合、**すぐに医療機関を受診せず**、事前に、保健所等に設置している**帰国者・接触者相談センター**に、電話でご相談ください。

帰国者・接触者相談センターの詳細は、県のホームページをご覧ください。

県民の皆さんには、ぜひとも対策の実施にご理解いただくとともに、引き続き、正確な情報に基づき、適切・冷静な対応をしていただくようお願いいたします。

平成X年11月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県新型インフルエンザ等対策本部会議(第2回)対処方針

| <p>第1回対処方針(海外発生期) (平成X年11月10日)</p> | <p>第2回対処方針(県内発生早期) (平成X年11月27日)</p> |
|--|--|
| <p>神奈川県は、Y国における新型インフルエンザA(H7N9)の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めることとする。</p> <p>現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。</p> | <p>神奈川県は、新型インフルエンザA(H7N9)の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めているところである。</p> <p>この新型インフルエンザは、季節性インフルエンザに比べると肺炎の発生頻度が相当程度高く、県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。また、C県で確認された新型インフルエンザ患者に、その感染経路が特定できない者がおり、全国的かつ急速なまん延により県民生活及び県民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上により、国では11月27日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザA(H7N9)緊急事態宣言を行った。</p> <p><u>県内でも初めて新型インフルエンザの患者が確認されたほか、多くの疑い患者もいることから、既に県内では感染の拡大が始まっていることも考えられる。そのため、海外発生期から県内発生早期に移行し、今後、県内感染が拡大していく事態を想定し、対策を更に強化していく。</u></p> |
| <p>－ 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</p> <p>今回の新型インフルエンザは、10月以降にY国において新たに感染が確認された患者の約2割が死亡するなどの報告があるが、感染源及び感染経路については不明の状況であり、発生国で感染者の報告が続く可能性がある。</p> | <p>－ 新型インフルエンザ発生の状況に関する事実</p> <p>11月27日、神奈川県及びC県において、国内で初めての新型インフルエンザの患者として、4名の患者が確認された。また、本県、C県及びE県において、16件の疑い患者が確認され、このほかE県において、高熱・せき等のインフルエンザ様症状を呈して</p> |

| 第1回対処方針(海外発生期) (平成X年11月10日) | 第2回対処方針(県内発生早期) (平成X年11月27日) |
|---|---|
| <p>なお、現段階では、県内での発生は確認されていない。</p> | <p>いる15名の検査中の患者が確認されている。</p> <p>4名の新型インフルエンザ患者は、いずれも海外渡航歴がなく、C県において確認された新型インフルエンザ患者に感染経路が特定できない者がおり、今後県内で感染が拡大していくことが想定される。</p> <p>また、4名の新型インフルエンザ患者のうち1名については重篤化し肺炎を引き起こしており、海外でも、季節性インフルエンザと比べ、肺炎や脳症を引き起こす患者が多いことが報告されている。</p> |
| <p>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</p> <p>新型インフルエンザの県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、県内発生に備えて体制の整備を行うべく措置を講ずる。</p> | <p>二 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針</p> <p>県内で感染が確認されたことから、医療体制を維持し、健康被害や県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑えることを目的として、対策を講じていく。</p> |
| <p>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</p> <p>1．県民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、コールセンターを設置し適切に対応する。</p> <p>2．県内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置</p> <p>(2) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供</p> | <p>三 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項</p> <p>1．引き続き、新型インフルエンザ患者等の全数把握を行う。また、学校等での集団発生の把握などについては、症例数等に応じて適切なサーベイランスを実施する。</p> <p>2．引き続き、県民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、コールセンター及び帰国者・接触者相談センターを強化する。</p> <p>3．県内での健康被害を最小限に抑えることを主たる目的として、以下の予防・まん延防止対策を実施する。</p> |

| <p>第1回対処方針(海外発生期) (平成X年11月10日)</p> | <p>第2回対処方針(県内発生早期) (平成X年11月27日)</p> |
|--|--|
| <p>(3) 県内発生に備えた検査体制の再確認 (4) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通</p> <p>3. 事業者に対して、感染対策の準備等を行うよう要請する。</p> | <p>(1) 住民等に対するマスク着用等の基本的な感染対策の要請や、事業者に対する職場における感染対策の徹底の要請等 (2) 必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安の提示及び学校保健安全法に基づく学校の臨時休業の適切な実施の要請 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者の入院措置等の対応や、濃厚接触者への外出自粛要請・健康観察等の措置の実施</p> <p>4. 医療の提供については、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を強化する。その他、以下の対策を実施する。 (1) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供 (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と適正な流通 (3) 医療機関・薬局及びその周辺における必要に応じた警戒活動の実施</p> <p>5. 県民生活及び県民経済の安定の確保のため、以下の呼びかけ・要請を行う。 (1) 食料品、生活必需品等を購入する場合の県民に対する消費者としての適切な行動の呼びかけ (2) 事業者に対する食料品、生活必需品等の価格高騰を防ぐことや買占め及び売惜しみをしないことの要請 (3) 事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の要請</p> |

| <p>第1回対処方針(海外発生期) (平成X年11月10日)</p> | <p>第2回対処方針(県内発生早期) (平成X年11月27日)</p> |
|--|--|
| | <p><u>四 新型インフルエンザ緊急事態措置の実施に関する重要事項</u></p> <p>必要に応じて以下の緊急事態措置を実施する。なお、これらの各措置は、県民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面も踏まえつつ、発生状況に応じて実施する。</p> <p>1. 知事は、地域の発生状況等を考慮し、必要に応じ、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等を行う</u>。実施に当たっては、以下の運用方針を踏まえることとし、施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細については、内閣官房及び関係省庁の通知等に基づき、別途定める。</p> <p>(1) まん延防止に効果があると考えられる期間を最大14日間として、実施期間を定める。ただし、発生した新型インフルエンザ等の特性及び医療提供の状況により、7日間単位で延長する。</p> <p>(2) 地域的な一体性を踏まえて、まん延防止に効果があると考えられる神奈川県全域を区域として実施する。</p> |

| <p>第1回対処方針(海外発生期) (平成X年11月10日)</p> | <p>第2回対処方針(県内発生早期) (平成X年11月27日)</p> |
|--|--|
| | <p>2. <u>県民生活・県民経済の安定の確保のため、以下の措置を実施する。</u></p> <p>(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより事業を継続し、適切に緊急事態措置を実施する。</p> <p>(2) 県民に対し、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを呼びかける。</p> <p>(3) 緊急の必要がある場合には、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品や医薬品等の配送を要請する。</p> <p>(4) 対策の実施に必要な物資の確保に当たって、必要に応じ、物資の売渡しの要請、収用を行う。</p> <p>(5) 生活関連物資等の価格の高騰や、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視、要請等の必要な措置を行う。</p> <p>(6) 混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進し、取締を徹底する。</p> <p>(7) その他県民生活及び県民経済の安定の確保のために必要な措置を適切に実施する。</p> |